

株 主 各 位

東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
株 式 会 社 イ ワ キ
代表取締役社長 藤 中 茂

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、極力、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットにより、事前に議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント 2階 万里

昨年と会場が異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

- 第67期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第67期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.iwakupumps.co.jp/>）に掲載させていただきます。

〈本定時株主総会における新型コロナウイルス感染症対策について〉

- ①書面またはインターネットにより事前に議決権を行使していただき、本定時株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ②所要時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明を省略する場合があります。招集ご通知を事前にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ③本定時株主総会に出席する当社役員及び運営スタッフは、マスク着用等で対応させていただきます。
- ④ご来場の株主様には、会場に用意しておりますアルコール消毒液での手指消毒及び正しいマスクの着用をお願いいたします。着用してない株主様は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ⑤当日は、受付にて検温を実施いたします。37.5度以上の発熱が確認された株主様、その他体調不良と見受けられる株主様は、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らして運営を行います。
そのため、ご来場者数の状況により座席が不足し、ご入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑦本定時株主総会の議事短縮のため、株主様のご質問は本定時株主総会の目的である事項（議題に関するもの）に限定させていただきます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ⑧本定時株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.iwakupumps.co.jp/>）に掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時00分
(受付開始：午前9時)




書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時30分到着分まで



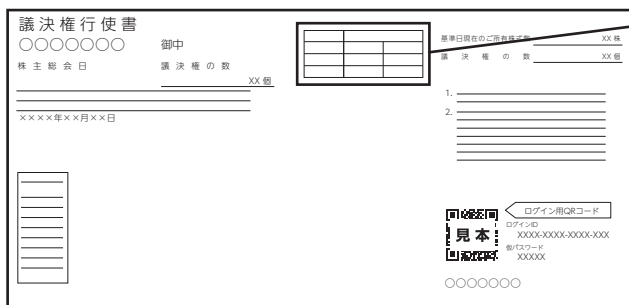
インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX包
XXXX年XX月XX日

議案第1号	
議案第2号	

議決権の費 XX包

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

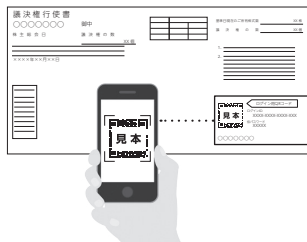
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

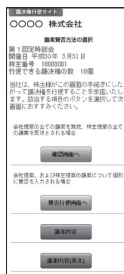
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

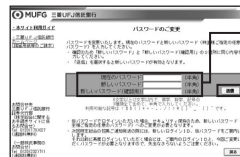
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、緊急事態宣言の解除等により、経済活動の正常化が進む中で設備投資も持ち直しの動きがみられますが、世界的な半導体・電子部品不足や原材料価格の高騰、新型コロナウイルス変異株による感染再拡大など先行きは依然として不透明な状況が続いております。

新型コロナウイルス感染症の規制が緩和される中で、海外経済も持ち直しの動きがみられますが、ウクライナ情勢の緊迫化やそれに伴うエネルギー価格の高騰、供給面での制約等、景気下振れのリスクは依然存在しています。

こうした状況の下、企業価値向上に向けた取り組みとして、「CS向上で勝つ」を基本方針にした活動を国内では従前より展開、海外においては世界15ヵ国21社の関係会社と連携し販売拡大を図るとともに、「イワキグループ10年ビジョン」の定量目標「2025年3月期連結売上高400億円、営業利益率10%」達成に向け、「オールイワキで世界No.1を提供する」の方針のもと、各種施策の実行に取り組んでまいりました。

その結果、市場別では半導体の需要増加により、好調な半導体製造装置の製造を背景に半導体・液晶市場が引き続き好調に推移し、売上高は前年比51.2%増と全体を牽引する結果となりました。また、その他の全ての市場において前年比増収となり、全体としても好調に推移しました。

地域別では、国内は、半導体・液晶市場、医療機器市場、表面処理装置市場を中心に売上が伸長し、売上高は17,997百万円（前年比7.9%増）となりました。海外では、欧州はイワキノルディックグループ4社（デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー）の損益を通期で取り込んだ（前年は第3四半期より取り込み）ことや、イワキノルディックグループ分を除く売上においても全体的に順調に推移した結果、売上高は3,972百万円（前年比34.0%増）となりました。米国は水処理市場を中心に大きく伸長した結果、売上高は4,301百万円（前年比21.4%増）となりました。アジア地域は、韓国、台湾向けの半導体・液晶市場、表面処理装置市場を中心に売上が好調に推移した結果、売上高は2,865百万円（前年比31.1%増）となりました。中国は、通期を通して医療機器市場の回復が鈍い結果となりましたが、一方で、半導体・液晶市場、新エネルギー市場が好調に推移した結果、売上

高は2,044百万円（前年比15.6%増）となりました。地域別においても、全地域で前年比増収となっております。

製品別では、半導体・液晶市場向け空気駆動ポンプが全体の売上を大きく牽引いたしました。また、汎用性が高い当社主力製品であるマグネットポンプも好調に推移、定量ポンプも順調に推移いたしました。

このような状況の中、当社グループの当連結会計年度の連結売上高は32,439百万円（前年比15.2%増）となりました。

利益面では、売上原価率の上昇、販管費増加の影響はあるものの、増収効果により、営業利益は2,139百万円（前年比25.4%増）となりました。持分法による投資利益が大きく伸長した結果、経常利益は2,992百万円（前年比34.7%増）となりましたが、前年同水準の特別利益の計上が無いことや法人税等の増加により、親会社株主に帰属する当期純利益は2,396百万円（前年比14.6%増）となりました。

また、当社グループはケミカルポンプ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

製品別売上高の状況

品 目	第66期（2021年3月期）		第67期（2022年3月期）	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	百万円	%	百万円	%
マグネットポンプ	9,044	32.1	10,828	33.4
定 量 ポ ン プ	5,211	18.5	5,483	16.9
空 気 駆 動 ポ ン プ	2,687	9.5	4,243	13.1
回 転 容 積 ポ ン プ	2,134	7.6	2,118	6.5
エ ア ー ポ ン プ	1,589	5.6	1,566	4.8
シ ス テ ム 製 品	1,419	5.0	1,625	5.0
仕 入 商 品	2,575	9.1	2,750	8.5
そ の 他	3,499	12.4	3,824	11.8
合 計	28,162	100.0	32,439	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、611百万円であります。

その主なものは、建物及び構築物、製品生産のために新規及び更新で製作した成型金型、品質・信頼性向上のために導入した試験・検査装置、社内業務で使用するパソコン・サーバ及び周辺機器であります。

- ③ 資金調達の様況
当社においては、運轉資金の効率的な調達を行うために取引銀行5行と総額6,250百万円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況
当社子会社のテクノエコー株式会社を2021年4月1日を効力発生日として、吸収合併を行いました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 64 期 (2019年3月期)	第 65 期 (2020年3月期)	第 66 期 (2021年3月期)	第 67 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	29,171	28,636	28,162	32,439
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,163	2,122	2,091	2,396
1株当たり 当期純利益 (円)	96.25	96.06	94.90	109.37
総資産 (百万円)	30,463	30,126	32,211	37,963
純資産 (百万円)	20,148	20,523	22,520	25,251
1株当たり純資産 (円)	887.14	930.39	1,018.96	1,149.41

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 64 期 (2019年3月期)	第 65 期 (2020年3月期)	第 66 期 (2021年3月期)	第 67 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	23,926	22,675	22,293	25,622
当期純利益 (百万円)	1,806	1,780	1,500	2,227
1株当たり 当期純利益 (円)	80.37	80.58	68.09	101.66
総資産 (百万円)	26,248	26,076	27,529	31,350
純資産 (百万円)	16,731	17,227	18,197	19,464
1株当たり純資産 (円)	743.95	782.16	825.68	888.58

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
Iwaki Europe GmbH	EURO 511,291.88	100.0%	各種ポンプの組立、販売
Iwaki Nordic A/S	DKK 1,492,000	100.0% (60.0%)	各種ポンプの販売、システム 製品の組立、販売
Iwaki Suomi Oy	EURO 42,046.98	80.0% (80.0%)	各種ポンプの販売
Iwaki Norge AS	NOK 1,150,000	80.0% (80.0%)	各種ポンプの販売
Iwaki Sverige AB	SEK 500,000	80.0% (80.0%)	各種ポンプの販売
Iwaki America Incorporated	US\$ 7,735	100.0%	各種ポンプの組立及びコント ローラの製造、販売
Iwaki Singapore Pte Ltd	SG\$ 1,000,000	88.9%	各種ポンプの販売
IWAKIm SDN. BHD.	MYR 1,000,000	100.0%	各種ポンプの販売
IWAKI DO BRASIL COMÉRCIO DE BOMBAS HIDRÁULICAS LTDA.	BRL 1,640,000	100.0% (100.0%)	各種ポンプの販売

(注) 1. 議決権比率の（）内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

2. テクノエコー株式会社につきましては、2021年4月1日付で吸収合併いたしましたので、重要な子会社から除外いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下を対処すべき課題であると認識しております。

①開発力の強化

近年の競争が激しい国内外の市場環境に対応するためには、より迅速且つ高度な製品開発が求められております。この課題に対処するため、当社では、基礎研究及びコア技術開発の環境が整備された技術センターの活用により、高度な研究開発を推進してまいります。さらに継続して産官学連携共同研究等を推進し「オンリーワン製品」の開発をすすめてまいります。

また、市場要求と顧客ニーズを的確に捉えたタイムリーな製品開発を行うため、重要度の高い製品開発については、プロジェクト体制を構築し、品質レベルを維持しながら、より一層の開発スピードアップを推進してまいります。

②ソリューションビジネスの強化・推進

製品開発力の強化とともに刻々と変化する顧客ニーズを的確に捉え、迅速に対応するために、営業とメンテナンスで個々に保有していた顧客情報を統合いたしました。この情報一元化によって、提案内容やサービスの質を高めることで、顧客へ最適なソリューションの提供が可能となっております。今後も、営業とメンテナンスの連携強化をより一層推進し、併せて関連知識のスキルアップを図ってまいります。更に、顧客からの高度な流体制御に対する要望に応えるため、実液でのシミュレーション評価試験等を踏まえた各種システム提案を積極的に推進してまいります。また、当社製品を長期間にわたり、安心して使用していただくためにビフォー&アフターメンテナンスサービスをより充実させ、当社ブランドに対する信頼性の向上を図ってまいります。これらソリューションビジネスを、より一層強化・推進することにより、競合との差別化を図り、「ソリューションカンパニー」として世界全市場の顧客から信頼を勝ち取ってまいります。

③海外事業の拡大

国内産業構造の海外移転の流れが今後も続いていくなかで、より一層、海外需要を掘り起こし、受注拡大が必要であると考えております。この課題に対処するため、当社の海外販売網を活用し、顧客ニーズに的確に応えられる体制の強化を図るとともに、海外への製品供給を円滑に行うため海外調達及び生産を推進し、全体的な海外事業の拡大を図ってまいります。更に、当社グループ間の企業連携強化のため、ITインフラの整備を図ってまいります。

また、海外事業拡大のためには、各地域の特性を知り、それに適応したマーケティング活動のために、従前より海外関係会社との連携を緊密にとっておりましたが、更なるマーケティング活動の強化と当社関連部門の体制強化を図ってまいります。

④強化市場への優先的な経営資源の投入

事業の継続的な成長のために強化市場への優先的な経営資源の投入は不可欠であると考えております。当社グループでは、水処理市場、医療機器市場、新エネルギー市場を強化市場と位置付け、今後も優先的に経営資源を投入してまいります。また、強化市場については、市場環境・経済環境の変化や当社グループの状況なども踏まえ総合的に判断したうえで、適宜見直しを図ってまいります。

⑤「イワキグループ10年ビジョン」定量目標の達成

2015年に策定いたしました「イワキグループ10年ビジョン（以下、10年ビジョン）」は第2期である育成期（2020年3月期～2022年3月期）を終え、第3期である収穫期（2023年3月期～2025年3月期）に入りました。10年ビジョン定量目標である「2025年3月期連結売上高400億円、営業利益率10%」達成に向け、従前より取り組んでまいりましたCS向上を更に加速させると同時に、生産体制の再構築や不具合の撲滅等の各種施策を実施してまいります。

⑥サステナビリティ経営の推進

これまで「常に最前線で産業を支え、社会の発展と人々の幸福に寄与する。」の経営理念のもと、産業界で幅広くケミカルポンプ・流体制御機器をご利用いただくことで社会に価値を提供してまいりましたが、企業を取り巻く環境が大きく変化する中、社会課題の解決による持続可能な社会の実現と持続的な企業価値向上を両立させることの重要性はより高まっております。そのような中、サステナビリティの観点を踏まえた経営を推進すべく、体制を構築してまいります。またTCFD開示をはじめとした気候変動対応や人権対応等、各種サステナビリティへの課題にも取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社(株式会社イワキ)、子会社11社及び関連会社10社で構成され、化学薬品等の薬液移送に使用されるケミカルポンプ及びポンプ専用コントローラ等の周辺機器の開発、製造、仕入及び販売(輸出入を含む)を主な事業として営んでおり、また、それに附帯する製品の修理及びアフターサービス並びに設置工事を行っております。

当社グループは、ケミカルポンプを中心とした流体制御製品を幅広い産業分野に提供しております。

当社は、様々な業界の多様なニーズに的確に応えるために、マグネットポンプ、定量ポンプ、空気駆動ポンプ、回転容積ポンプ、エアーポンプを展開しております。各製品の主な販売市場は、以下のとおりです。

製 品	主 な 販 売 市 場
マグネットポンプ	半導体・液晶市場、医療機器市場、表面処理装置市場、化学市場、水処理市場、新エネルギー市場、製紙市場等
定量ポンプ	半導体・液晶市場、表面処理装置市場、化学市場、水処理市場、新エネルギー市場、製紙市場等
空気駆動ポンプ	半導体・液晶市場
回転容積ポンプ	医療機器市場、水処理市場、新エネルギー市場、食品市場、製紙市場等
エアーポンプ	医療機器市場等
システム製品	半導体・液晶市場、表面処理装置市場、化学市場、水処理市場、新エネルギー市場、食品市場、製紙市場等

(6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

①当社

名 称	所 在 地		
本 社	東京都千代田区神田須田町2-6-6		
国内営業本部	東京都千代田区神田須田町2-6-6		
海外営業本部	東京都千代田区神田須田町2-6-6		
埼玉工場	埼玉県狭山市広瀬台2-1-4		
三春工場	福島県田村郡三春町大字鷹巣沼倉40-1		
技術センター	埼玉県入間郡三芳町藤久保462-1		
支 店	東京支店	大阪支店	名古屋支店
	九州支店	仙台支店	静岡支店
営 業 所	広島営業所	新潟営業所	熊谷営業所
	水戸営業所	松本営業所	高松営業所
	札幌営業所		
事 業 所	西日本事業所（東大阪市）、メンテナンス本部（狭山市）、テクノエコー本部（入間市）、システム事業所（入間郡三芳町）		

②子会社

名 称	所 在 地
Iwaki Europe GmbH	ドイツ連邦共和国ヴィリッヒ市
Iwaki Nordic A/S	デンマーク王国ヒレレズ市
Iwaki Suomi Oy	フィンランド共和国ケラバ市
Iwaki Norge AS	ノルウェー王国オスロ市
Iwaki Sverige AB	スウェーデン王国タビー市
Iwaki America Incorporated	アメリカ合衆国マサチューセッツ州
Iwaki Singapore Pte Ltd	シンガポール共和国
IWAKIm SDN. BHD.	マレーシア連邦セランゴール州
IWAKI DO BRASIL COMÉRCIO DE BOMBAS HIDRÁULICAS LTDA.	ブラジル連邦共和国サンパウロ州

(7) **使用人の状況** (2022年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,007名	13名増

(注) 使用人数には、パートタイマーの平均113名は含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
781名	15名増	42.2歳	17.9年

(注) 使用人数には、パートタイマーの平均105名は含んでおりません。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	890,158千円
株式会社三井住友銀行	581,779千円
株式会社商工組合中央金庫	410,310千円

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 81,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,490,910株
- ③ 株主数 2,488名
- ④ 単元株式数 100株

⑤ 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 藤 中 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	2,700,000株	12.32%
藤 中 茂	1,939,948株	8.85%
藤 中 留 美	1,887,020株	8.61%
イ ワ キ 従 業 員 持 株 会	1,619,340株	7.39%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,493,900株	6.82%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	960,800株	4.38%
イ ワ キ 産 業 株 式 会 社	856,750株	3.91%
藤 中 裕 子	852,470株	3.89%
上 條 照 彦	450,000株	2.05%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	430,600株	1.96%

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
2. 当社は、自己株式を585,863株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2018年6月28日開催の第63回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2021年7月15日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月5日付で取締役（社外取締役を除く）2名に対し自己株式36,043株の処分を行っております。

⑦ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の重要な兼職状況
取締役社長 (代表取締役)	藤中茂	経営統括・安全保障輸出管理室・内部監査室・品質保証本部
専務取締役	打田秀樹	事業統括・国内営業本部・海外営業本部・メンテナンス本部・テクノエコー本部・営業業務部
取締役	茅原敏広	
取締役	小倉健一	
常勤監査役	三宅一郎	
常勤監査役	小島隆史	
監査役	長澤正浩	長澤公認会計士事務所 代表 株式会社東京個別指導学院 社外監査役 株式会社ヒノキヤグループ 社外監査役
監査役	細谷義徳	敬和綜合法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役茅原敏広氏及び取締役小倉健一氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 監査役長澤正浩氏及び監査役細谷義徳氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 監査役長澤正浩氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役細谷義徳氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役及び監査役のスキルマトリックス

		経営全 般・マ ネジメ ント	製造・ 技術・ 研究開 発	マーケ ティン グ・営 業	財務・ 会計・ ファイ ナンス	IT・デ ジタル	サステ ナビリ ティ	法務・ コンプ ライア ンス	人事戦 略	グロー バルビ ジネス
取 締 役	藤中 茂	◎	◎	○	○	○	○	○	○	◎
	打田 秀樹	◎	○	◎	○		○	○	◎	◎
	茅原 敏広 (社外取締役)	◎	◎	◎						
	小倉 健一 (社外取締役)	◎		◎						
監 査 役	三宅 一郎			◎						◎
	小島 隆史			◎				◎		
	長澤 正浩 (社外監査役)				◎					◎
	細谷 義徳 (社外監査役)							◎		◎

※◎：主、○：副

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社および子会社のすべての役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、会社役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（損害賠償金および争訟費用）を填補することとしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について経営諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、経営諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、社外取締役の報酬については月額基本報酬のみとし、役割や業務分担に応じて取締役会にて決定しております。

また、監査役の報酬は、株主総会にて承認された報酬総額を上限として、月額基本報酬のみで構成されております。各監査役個別の報酬は、各監査役の役割、業務分担に応じた定額を支給しており、監査役の協議により決定しております。

取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。なお、68期（2022年4月～2023年3月）に関しても役員報酬等の内容の決定に関して同様な方針、同様な算式を以て運用します。

※以下、文中において、親会社株主に帰属する当期純利益は「純利益」という。

a. 基本報酬に関する方針

従業員の最高年収をベースに算出した取締役報酬月額基本単位（基礎額）に各役職の係数を乗じて、基本報酬としており、以下の算式により算出されます。

なお、取締役個人別の報酬は、h表による役職係数を基本に算出します。

※当該年度配分率＝当該年度の役職係数の和÷基準（65期）役職係数の和9.7

・基本報酬＝取締役報酬月額基本単位（基礎額）計×役職係数の和＋
当該年度予算の純利益×4%×当該年度配分率

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等に係る業績指標は純利益とその予算達成率及びEPSの成長率を組合せたものを業績連動指標としております。

純利益は、成長に向けた投資や株主還元の出発点となる分かり易い指標であり、株式市場の関心も高く、加えてEPSは株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるための指標であるため、これらを組合せた業績連動指標としております。

- ・業績連動報酬＝純利益×3%×(純利益÷予算純利益 0.5未満は0、上限2.0)×当該年度配分率＋純利益×1%×(当該年度のEPS成長率 0.5未満は0、上限2.0)×当該年度配分率

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等にかかる業績指標は純利益とその予算達成率及び翌年度予算のEPSの成長率を組合せたものを指標としております。

- ・非金銭報酬＝純利益×1%×(純利益÷予算純利益 0.5～2.0)×当該年度配分率＋純利益×1%×[直近年度EPS成長率(当該年度EPS成長率＋翌年度EPS成長率)÷2(0.5～2.0)]×当該年度配分率

d. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬及び非金銭報酬を合わせた割合を予算時に50%まで徐々に増やしていく方針であります。

67期(2021/4/1～2022/3/31)

	月額固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
予算時	64.6%	22.8%	12.7%
決算時	52.9%	31.9%	15.2%

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

上記a基本報酬は、毎月支給することとし、上記b業績連動報酬及びc非金銭報酬に関しては、当該年度に係る株主総会終了後、それぞれに係る算式により算出された金銭(業績連動報酬)及び譲渡制限付株式(非金銭報酬)を支給又は付与します。譲渡制限付株式報酬は、取締役(社外取締役を除きます。以下本「c.」において同じ。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的として、概要以下を含む条件にて、当社の株式を交付します。

i 譲渡制限及び譲渡制限期間

取締役は、当社の株式の交付日から、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任する日までの間、当該株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととします。

ii 無償取得事由

当社は、正当な理由によらない定めた役務提供期間途中の退任、法令又は社内規則の違反その他の当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得します。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

h. 当事業年度及び翌事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標および実績
各役職毎の係数

	代表取締役社長	専務取締役	常務取締役	取締役	取締役 (使用人兼務)	各役職職 係数計
67期 役職係数	4.2	2.5	2	1.5	0.2	6.7
68期 役職係数	4.2	2.5	2	1.5	0.2	6.7

(a) 第67期事業年度における評価割合及び業績連動報酬に係る指標の目標

	評価種類	業績連動指標	評価ウェイト	目標 (千円)	実績
67期	年度予算連動 固定評価	当該年度予算純利益 配分	40%	50,615	—
67期	賞与評価	当該年度純利益配 分、E P S 成長率	40%	—	84,054
67期	中長期評価 (R S)	当該年度純利益配 分、(予算) E P S 成長率	20%	—	40,000

(b) 第68期事業年度における評価割合及び業績連動報酬に係る指標の目標

	評価種類	業績連動指標	評価ウェイト	目標 (千円)	実績
68期	単年度予算連動 固定評価	当該年度予算純利益配 分	40%	70,394	—
68期	賞与評価	当該年度純利益配 分、E P S 成長率	40%	—	—
68期	中長期評価 (R S)	当該年度純利益配 分、(予算) E P S 成長率	20%	—	—

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	276 (14)	156 (14)	84 (0)	36 (0)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	49 (12)	49 (12)	0 (0)	0 (0)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	326 (26)	206 (26)	84 (0)	36 (0)	13 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は純利益であり、その実績は2,396,747千円であります。当該指標は、成長に向けた投資や株主還元の出発点となる分かり易い指標であるため株式市場の関心が高く、また、従業員の賞与も当該指標に連動させていることから、業績連動型賞与及び非金銭報酬等（業績連動型株式報酬）の連動指標として選択いたしました。加えて、株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるため業績成長率指標としてEPSも連動指標として選択しております。当社の業績連動報酬は、職位別の当期役職係数に応じて、当該年度配分率を乗じた純利益の3%に予算達成率を乗じて、同純利益の1%にEPS成長率を乗じて算定されております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2011年6月24日開催の第56回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち、社外取締役は1名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第63回定時株主総会において、株式報酬の額として年額100百万円以内、株式数の上限を年60,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、9名です。更に、2021年6月29日開催の第66回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容を一部変更しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、2名です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2011年6月24日開催の第56回定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役茅原敏広氏は、他の法人等の重要な兼職には就いておりません。
 - ・取締役小倉健一氏は、他の法人等の重要な兼職には就いておりません。
 - ・監査役長澤正浩氏は、長澤公認会計士事務所の代表及び株式会社東京個別指導学院、株式会社ヒノキヤグループの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役細谷義徳氏は、敬和綜合法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	活動・発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 茅原敏広	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 また、経営諮問委員会の委員を務めております。
取締役 小倉健一	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 また、経営諮問委員会の委員を務めております。
監査役 長澤正浩	当事業年度に開催された取締役会15回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 細谷義徳	当事業年度に開催された取締役会15回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるIwaki America Incorporated、Iwaki Europe GmbH、Iwaki Singapore Pte Ltd及びIWAKIm SDN. BHD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス基本方針」として定め、当社グループの役員及び従業員に周知徹底を図る。
- ② 「コンプライアンス基本方針」には、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する考えを示すとともに、警察等関係機関との連携を密にし、反社会的勢力の排除に努める。
- ③ 「コンプライアンス基本方針」遂行への取り組みとして、総務本部長を委員長とし、取締役、監査役、執行役員、各本部長及び室長、社外専門家（当社顧問弁護士等）で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス経営の推進を図る。
- ④ 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、財務報告に係る各種規程・マニュアル・手順書等の内部統制システムの整備を進めるとともに、運用体制の強化を図る。
- ⑤ 内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置し、定期的な内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ⑥ 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
- ⑦ 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、「社内通報に関する規程」に基づき「内部通報制度」を設置・運営し、不正行為等の早期発見と是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書の他、重要情報の記載がある文書及び情報等を「文書管理規程」・「営業秘密管理規程」の定めに従い、適切に管理する。
- ② 取締役及び監査役は、監督、監査のために、必要に応じ、上記文書及び情報を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び当社グループにおけるリスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め運用する。
- ② 当社におけるリスク管理を適正に行い、リスクの発生を未然に防止し、万一リスクが顕在化した場合に適切な対処を行い得る管理体制の構築及び強化を目的として、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、毎月1回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。
- ② 当社は、上記のとおり取締役会を定例的に開催するほか、社内取締役・社内監査役・執行役員が出席する「経営会議」を毎月1回開催し、そこでは取締役会より、専決事項以外で委譲された業務執行に関する基本的事項、重要事項及び予算関連事項の決議等を行う。
- ③ また当社は、取締役・監査役・執行役員・本部長・室長等が出席する「本部長会議」を毎月1回開催し、そこでは取締役会及び経営会議付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項の審議、予算関連事項の審議等を行う。
- ④ 業務運営については、将来の営業環境を踏まえ中期経営計画及び単年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各本部は、その目標達成に向け具体的な行動計画を立案し実行する。
- ⑤ 「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」、「経営会議規程」等社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、取締役並びに執行役員、本部長、室長等の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループ会社（関係会社）の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理については当社海外事業室が行い、諸事項については「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、関係会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、当社の取締役会又は関連する取締役・監査役・執行役員・本部長・室長等の他、関係会社役員が出席する「関係会社経営会議」を定期的で開催し重要事項について審議、決定し、又は報告を義務付ける。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループ会社（関係会社）におけるリスク管理体制の構築は、当社海外事業室による情報収集及び関係会社との情報の共有化を図ることを通じて、当社グループにおけるリスク管理体制の把握と体制の構築を図る。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めるため、連結ベースの中期経営計画及び単年度予算を策定する。連結中期経営計画及び連結年度予算を達成するため、子会社の経営指導等にあたるとともに、関係会社経営会議等で情報の共有化を図り、連結ベースでの予算管理を徹底する。

- ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社は子会社に対して取締役を派遣し、当該取締役が各子会社における職務執行の監督を行うことにより、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように指導する。
- ロ. 当社は子会社に対して適宜監査役を現地に赴かせ、当該監査役が各子会社における職務執行の監査を行うことにより、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ハ. 子会社に対しては、当社内部監査室が定期的に内部監査を行うことにより、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在は監査役の職務を補助すべき専任の使用人は置かず監査が行われているが、監査役より要請を受けた場合は、監査役と協議の上、適切な使用人を専任で補助に当たらせるものとする。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

- ① 前項に記載した監査役に対する補助者を置く場合は、その独立性及び指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、並びに懲戒について、取締役は事前に常勤監査役と協議するものとする。
- ② 監査役より監査役を補助すべき要請を受けた当該使用人は、その要請に関して、取締役及び所属上長等の指揮・命令を受けないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、及び子会社の取締役その他これらの者に相当する者及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、取締役会及び経営会議、本部長会議、関係会社経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項に係る報告を受ける。
- ② 監査役は、取締役、使用人、会計監査人等から報告を受けた場合、必要に応じてこれを監査役会に報告する。
- ③ 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は執行役員・本部長・室長等にその説明を求める。
- ④ 当社取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、当社監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- ⑤ 当社海外事業室は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に損害を及ぼすおそれがある事実等について、監査役に報告する。

(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社又は子会社の取締役及び従業員は、監査役への報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。
- ② 当社は、報告者が報告したことを理由として、報告者の労働環境が悪化することのないよう、監視、監督し、報告者に対する不利益な取扱いを確認した場合、直ちにこれを是正する。

(10) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを速やかに行う。

(11) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、監査計画を作成し、取締役会に対して報告する。
- ② 監査役は、代表取締役社長、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。
- ③ 監査役は、内部監査室と連携し、監査の実効性を確保する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

リスク・コンプライアンス委員会及びリスク・コンプライアンス協議会の定期的な開催により、リスクの防止及び会社損失の最小化に取り組んでおります。

また、社内通報制度に社内窓口の他、外部顧問弁護士を社外窓口として設置し不正行為等の防止と早期是正を図り、コンプライアンスの強化に努めております。

取締役職務の執行については、監査役会の定期開催をはじめ、会計監査人、内部監査室による三者ミーティングでの意見交換、情報共有を行い、監査役監査の実効性確保を図っております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,370,790	流動負債	11,034,634
現金及び預金	8,781,886	支払手形及び買掛金	2,492,928
受取手形	793,843	電子記録債務	3,884,760
売掛金	5,781,820	短期借入金	1,244,747
電子記録債権	3,896,433	1年内返済予定の長期借入金	75,000
商品及び製品	3,274,488	リース債務	74,399
仕掛品	119,888	未払法人税等	587,120
原材料及び貯蔵品	4,285,302	契約負債	44,987
その他	489,283	賞与引当金	1,022,448
貸倒引当金	△52,156	役員賞与引当金	131,504
固定資産	10,592,711	製品保証引当金	90,778
有形固定資産	5,697,174	その他	1,385,959
建物及び構築物	3,681,467	固定負債	1,677,327
機械装置及び運搬具	471,435	長期借入金	562,500
工具、器具及び備品	300,511	リース債務	124,271
土地	1,043,711	資産除去債務	223,382
リース資産	173,323	その他	767,173
建設仮勘定	16,369	負債合計	12,711,961
その他	10,356	(純資産の部)	
無形固定資産	1,262,634	株主資本	23,473,221
のれん	706,796	資本金	1,044,691
商標権	26,788	資本剰余金	674,127
その他	529,048	利益剰余金	22,341,167
投資その他の資産	3,632,902	自己株式	△586,764
投資有価証券	2,110,109	その他の包括利益累計額	1,704,765
繰延税金資産	323,464	その他有価証券評価差額金	1,460
退職給付に係る資産	887,160	為替換算調整勘定	669,870
その他	312,168	退職給付に係る調整累計額	1,033,434
資産合計	37,963,502	非支配株主持分	73,554
		純資産合計	25,251,541
		負債純資産合計	37,963,502

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		32,439,738
売上原価		21,410,373
売上総利益		11,029,364
販売費及び一般管理費		8,889,922
営業利益		2,139,442
営業外収益		
受取利息	3,059	
受取配当金	16,224	
持分法による投資利益	801,694	
為替差益	38,450	
その他	37,190	896,619
営業外費用		
支払利息	17,936	
支払手数料	9,424	
その他	16,199	43,560
経常利益		2,992,500
特別利益		
固定資産売却益	172	
投資有価証券売却益	140,267	
受取保険金	39,668	
その他	1,005	181,113
特別損失		
固定資産除却損	10,555	
固定資産売却損	862	
和解金	55,000	66,418
税金等調整前当期純利益		3,107,195
法人税、住民税及び事業税	841,884	
法人税等調整額	△150,515	691,369
当期純利益		2,415,826
非支配株主に帰属する当期純利益		19,079
親会社株主に帰属する当期純利益		2,396,747

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,044,691	675,384	20,673,009	△456,247	21,936,836
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△725,680		△725,680
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,396,747		2,396,747
自己株式の取得				△181,687	△181,687
自己株式の処分		△1,257	△2,908	51,171	47,005
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△1,257	1,668,157	△130,516	1,536,384
当連結会計年度末残高	1,044,691	674,127	22,341,167	△586,764	23,473,221

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価 証券評価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	102,329	123,917	293,781	520,029	63,611	22,520,477
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△725,680
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,396,747
自己株式の取得						△181,687
自己株式の処分						47,005
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△100,869	545,952	739,653	1,184,735	9,943	1,194,678
当連結会計年度変動額合計	△100,869	545,952	739,653	1,184,735	9,943	2,731,063
当連結会計年度末残高	1,460	669,870	1,033,434	1,704,765	73,554	25,251,541

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 9社
- ・連結子会社の名称 Iwaki America Incorporated
Iwaki Europe GmbH
Iwaki Singapore Pte Ltd
IWAKIm SDN. BHD.
IWAKI DO BRASIL COMÉRCIO DE BOMBAS HIDRÁULICAS LTDA.
Iwaki Nordic A/S
Iwaki Suomi Oy
Iwaki Norge AS
Iwaki Sverige AB

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたテクノエコー株式会社については、2021年4月1日付で当社を存続会社として吸収合併したため、連結の範囲から除いております。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 2社
- ・非連結子会社の名称 IWP Holding Company Limited
益华骐贸易（深圳）有限公司
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 2社
- ・非連結子会社の名称 IWP Holding Company Limited
益华骐贸易（深圳）有限公司

② 持分法を適用した関連会社の状況

- ・関連会社の数 6社
- ・関連会社の名称 Iwaki Pumps Australia Pty. Ltd.
億昇幫浦股份有限公司
IWAKI KOREA CO., LTD.
易威奇泵业国际贸易（上海）有限公司
易威奇有限公司
IWAKI (THAILAND) CO., LTD.

易威奇有限公司については、同社の子会社2社に対する投資について持分法を適用して認識した損益が連結計算書類に与える影響が大きいため、当該2社の損益を易威奇有限公司の損益に含めて計算しており、持分法適用会社数は易威奇有限公司グループ全体を1社として表示しております。

③ 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・ 関連会社の数 1社
- ・ 関連会社の名称 IWAKI Belgium n.v.
- ・ 持分法を適用しない理由 当期純損益及び利益剰余金（共に持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

④ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。なお、当連結会計年度より、持分法適用関連会社の易威奇有限公司は決算日を3月31日から12月31日に変更しております。この決算期変更により、当連結会計年度は、2021年4月1日から2021年12月31日までの9ヶ月間の損益を持分法による投資損益として計上しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社9社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

当社及び一部の連結子会社は主として移動平均法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、一部の連結子会社は先入先出法に基づく低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法)を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～15年
工具、器具及び備品	2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

商標権については、主として15年で償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として貸倒懸念債権等特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 製品保証引当金

販売製品について将来の製品保証等に要する費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき当連結会計年度の売上高に対応する発生見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産に「退職給付に係る資産」を計上しております。また、当社は、当連結会計年度末より退職給付制度を最終給与比例方式からポイント制へ改訂しております。当該制度変更に伴い、過去勤務費用（退職給付債務の減少）が発生しており、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

ハ. 簡便法の適用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

ケミカルポンプ及びポンプ専用コントローラ等の周辺機器の販売においては、顧客と約束した仕様及び品質のポンプ等を提供することを履行義務として識別しており、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、国内の販売については、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、輸出販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

製品の修理及び設置工事等の役務提供を伴うものにおいては、動作確認等までの一連の財及びサービスを提供することを履行義務として識別しており、顧客による検収がされた時点で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

この適用により、輸出版売の一部に関して、従来は船積基準により収益を認識しておりましたが、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更しております。

また、商品又は製品の国内の販売については、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。また、当連結会計年度の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「支払手数料」は5,749千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

① 商品及び製品	3,274,488千円
② 仕掛品	119,888千円
③ 原材料及び貯蔵品	4,285,302千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び一部の連結子会社は主として移動平均法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を、一部の連結子会社は先入先出法に基づく低価法を採用しております。

棚卸資産の評価を行うに当たっては、商品及び製品並びに仕掛品については正味売却価額、原材料については再調達原価に基づき、収益性の低下を検討しております。また、一定期間を超えて滞留する棚卸資産については、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）第9項（2）を適用し、定期的に帳簿価額を切り下げております。しかし、当初想定できなかった製品需要や生産設備の投資動向等などにより、在庫状況に変化が生じた場合には、翌連結会計年度における追加の棚卸資産の評価損が計上される可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,941,818千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(2) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行5行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	6,250,000千円
借入実行残高	—
差引額	6,250,000千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	22,490,910株	—	—	22,490,910株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	451,856株	185,100株	51,093株	585,863株

- (注) 1.自己株式の株式数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取りによる増加分であります。
- 2.自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬の減少分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	462,820千円	21円00銭	2021年3月31日	2021年6月30日

② 中間配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	262,860千円	12円00銭	2021年9月30日	2021年12月1日

③ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	470,958千円	21円50銭	2022年3月31日	2022年6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは事業活動における資金需要に基づき、主に銀行借入により資金を調達しております。一時的な余剰資金は、事業活動に必要な流動性を確保した上で安全性の高い金融資産にて運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製品の輸出に伴い一部の営業債権は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に株式であり市場価格の変動及び為替の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、概ね4ヶ月以内の支払期日であります。また、部材・製品の輸入に伴う一部の営業債務は外貨建てであり為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、外貨建て営業債権の為替変動リスクのヘッジと、連結子会社の増資を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図っております。営業債権については、営業業務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握するとともに、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金及び市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額70,490千円）は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金及び1年内返済

予定の長期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金	562,500	565,189	2,689

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	565,189	－	565,189

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標に当社信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	8,781,886	—	—	—
受取手形	793,843	—	—	—
売掛金	5,781,820	—	—	—
電子記録債権	3,896,433	—	—	—
合計	19,253,984	—	—	—

(注3) 借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	1,244,747	—	—	—	—	—
1年内返済予定 の長期借入金	75,000	—	—	—	—	—
長期借入金	—	75,000	75,000	75,000	75,000	262,500
リース債務	74,399	57,117	41,939	20,148	4,296	769
合計	1,394,146	132,117	116,939	95,148	79,296	263,269

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から生じる収益であり、製品及びサービスの種類別、及び地域別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

外部顧客への売上高	マグネットポンプ	定量ポンプ	空気駆動ポンプ	回転容積ポンプ	合計
	10,828,106	5,483,689	4,243,157	2,118,435	
	エアープンプ	システム製品	仕入商品	その他	
	1,566,008	1,625,220	2,750,359	3,824,760	32,439,738

2. 地域ごとの情報

(単位：千円)

日本	ヨーロッパ	アメリカ	アジア	中国	その他	合計
17,997,597	3,972,181	4,301,038	2,865,598	2,044,069	1,259,253	32,439,738

(注) 顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 1,149円41銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 109円37銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,601,956	流動負債	9,791,064
現金及び預金	7,023,727	支払手形	407,683
受取手形	793,843	電子記録債権	3,884,760
電子記録債権	3,896,433	買掛金	1,452,695
売掛金	5,244,182	短期借入金	1,244,747
商品及び製品	1,757,560	<small>1年内返済予定の長期借入金</small>	75,000
仕掛品	119,355	リース負債	69,700
原材料	3,443,368	未払費用	504,159
その他	323,587	未払法人税等	382,338
貸倒引当金	△101	契約負債	520,603
固定資産	8,748,563	賞与引当金	24,433
有形固定資産	4,770,657	役員賞与引当金	968,625
建物	3,009,188	製品保証引当金	124,065
構築物	185,598	その他の負債	84,394
機械及び装置	234,374	固定負債	2,095,057
車両運搬具	1,731	長期借入金	562,500
工具、器具及び備品	189,305	リース負債	116,574
土地	978,035	退職給付引当金	563,287
リース資産	161,120	資産除去負債	223,382
建設仮勘定	11,302	その他	629,312
無形固定資産	288,547	負債合計	11,886,122
ソフトウェア	88,765	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	199,679	株主資本	19,465,775
その他	102	資本金	1,044,691
投資その他の資産	3,689,358	資本剰余金	664,691
投資有価証券	70,490	資本準備金	664,691
関係会社株式	2,524,603	利益剰余金	18,343,157
繰延税金資産	653,820	利益準備金	95,000
その他	440,444	その他利益剰余金	18,248,157
資産合計	31,350,520	別途積立金	8,000,000
		繰越利益剰余金	10,248,157
		自己株式	△586,764
		評価・換算差額等	△1,377
		<small>その他有価証券評価差額金</small>	△1,377
		純資産合計	19,464,398
		負債純資産合計	31,350,520

損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		25,622,684
売上原価		17,833,901
売上総利益		7,788,783
販売費及び一般管理費		5,786,775
営業外収益		2,002,007
受取利息	2,070	
受取配当金	631,158	
受取替の差益	18,639	
その他	25,751	677,620
営業外費用		
支払利息	16,778	
支払手数料	9,424	
その他	4,087	30,289
経常利益		2,649,338
固定資産売却益	74	
投資有価証券売却益	140,267	
抱合せ株式消滅差益	2,248	
受取保険金	39,668	182,259
特別損失		
固定資産除却損	10,555	
和解	55,000	65,555
税引前当期純利益		2,766,042
法人税、住民税及び事業税	658,287	
法人税等調整額	△119,849	538,437
当期純利益		2,227,604

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金
当 期 首 残 高	1,044,691	664,691	1,257	665,948	95,000	8,000,000
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						
当 期 純 利 益						
自己株式の取得						
自己株式の処分			△1,257	△1,257		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	△1,257	△1,257	—	—
当 期 末 残 高	1,044,691	664,691	—	664,691	95,000	8,000,000

	株 主 資 本				評価・換算差額等	純 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	8,749,142	16,844,142	△456,247	18,098,534	98,752	18,197,286
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	△725,680	△725,680		△725,680		△725,680
当 期 純 利 益	2,227,604	2,227,604		2,227,604		2,227,604
自己株式の取得			△181,687	△181,687		△181,687
自己株式の処分	△2,908	△2,908	51,171	47,005		47,005
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△100,129	△100,129
当期変動額合計	1,499,014	1,499,014	△130,516	1,367,241	△100,129	1,267,111
当 期 末 残 高	10,248,157	18,343,157	△586,764	19,465,775	△1,377	19,464,398

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として、移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	3～35年
機械及び装置	2～15年
車両運搬具	4～7年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法)

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、当社は、当事業年度末より退職給付制度を最終給与比例方式からポイント制へ改訂しております。当該制度変更に伴い、過去勤務費用(退職給付債務の減少)が発生しており、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

⑤ 製品保証引当金

販売製品について将来の製品保証等に要する費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき当事業年度の売上高に対応する発生見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

ケミカルポンプ及びポンプ専用コントローラ等の周辺機器の販売においては、顧客と約束した仕様及び品質のポンプ等を提供することを履行義務として識別しており、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、国内の販売については、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、輸出版売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

製品の修理及び設置工事等の役務提供を伴うものにおいては、動作確認等までの一連の財及びサービスを提供することを履行義務として識別しており、顧客による検収がされた時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

この適用により、輸出販売の一部に関して、従来は船積基準により収益を認識しておりましたが、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更しております。

また、商品又は製品の国内の販売については、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」は、当事業年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

① 商品及び製品	1,757,560千円
② 仕掛品	119,355千円
③ 原材料	3,443,368千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

主として、移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

棚卸資産の評価を行うに当たっては、商品及び製品並びに仕掛品については正味売却価額、原材料については再調達原価に基づき、収益性の低下を検討しております。また、一定期間を超えて滞留する棚卸資産については、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）第9項（2）を適用し、定期的に帳簿価額を切り下げております。しかし、当初想定できなかった製品需要や生産設備の投資動向等などにより、在庫状況に変化が生じた場合には、翌事業年度における追加の棚卸資産の評価損が計上される可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,973,581千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	2,222,407千円
長期金銭債権	185,773千円
短期金銭債務	19,712千円

- (3) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行5行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	6,250,000千円
借入実行残高	—
差引額	6,250,000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

7,404,891千円

仕入高

143,418千円

営業取引以外の取引高

受取利息

1,976千円

受取配当金

614,934千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

585,863株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金

296,593千円

役員賞与引当金

37,988千円

棚卸資産評価損

113,543千円

未払事業税等

22,264千円

未払費用

45,031千円

関係会社株式評価損

611,848千円

退職給付引当金

172,478千円

土地評価損

111,129千円

資産除去債務

68,399千円

その他

99,854千円

繰延税金資産小計

1,579,133千円

評価性引当額

△911,591千円

繰延税金資産合計

667,542千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用

△13,721千円

繰延税金負債合計

△13,721千円

繰延税金資産の純額

653,820千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	藤中 茂	(被所有) 直接 8.85% 間接16.23%	当社代表取締役社長	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)	20,786	—	—
役員	打田 秀樹	(被所有) 直接0.51%	当社専務取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)	12,373	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Iwaki America Incorporated	Holliston, Massachusetts, USA	7,735 米ドル	当社製ポンプの組立及び販売並びに制御機器の製造及び販売	100.0	当社製品・部品の販売 同社製品・部品の仕入	当社製品・部品の販売	1,621,966	売掛金	686,551
子会社	Iwaki Europe GmbH	Willich, Germany	511,291.88 ユーロ	当社製ポンプの組立及び販売	100.0	当社製品・部品の販売 他社製品の仕入	当社製品・部品の販売	1,277,923	売掛金	543,533

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 上記各社への当社製品の販売価格については、市場価格等を勘案して交渉の上決定しております。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 888円58銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 101円66銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社イワキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗原幸夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今井仁子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イワキの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イワキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

(次頁へ続く)

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

(次頁へ続く)

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社イワキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原幸夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今井仁子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イワキの2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

(次頁へ続く)

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

(次頁へ続く)

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

(次頁へ続く)

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株 式 会 社	イ	ワ	キ	監 査 役 会
常 勤 監 査 役	三	宅	一 郎	ⓐ
常 勤 監 査 役	小	島	隆 史	ⓐ
社 外 監 査 役	長	澤	正 浩	ⓐ
社 外 監 査 役	細	谷	義 徳	ⓐ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第67期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金21円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は470,958,510円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2)一部文言の修正を行うものであります。(定款第49条)

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

改正前	改正後
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

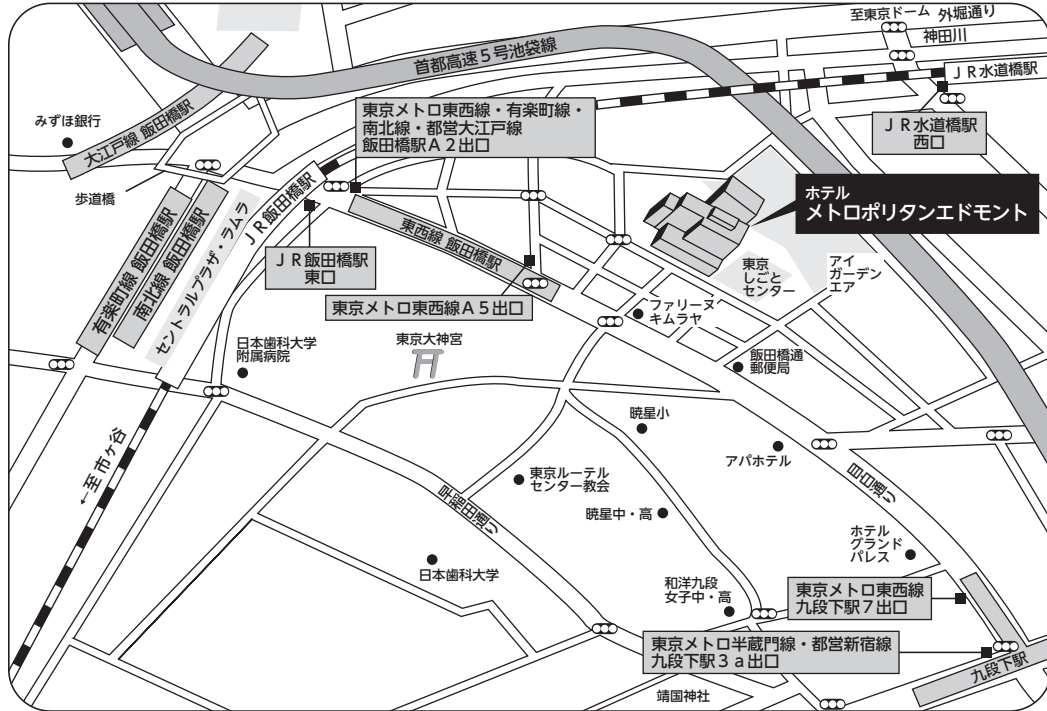
(下線部分は変更箇所を示しております。)

改正前	改正後
<p>(期末配当金の排斥期間) 第49条 (条文省略) <新設></p>	<p>(配当金の除斥期間) 第49条 (現行通り) <u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上

株主総会会場ご案内図

[会場] ホテルメトロポリタンエドモント 2階 万里
東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
連絡先 03 (3237) 1111



[交通]

- 東京メトロ東西線 <飯田橋駅> A5出口 徒歩約2分
- 有楽町線、南北線、都営地下鉄大江戸線 <飯田橋駅> A2出口 徒歩約5分
- J R総武線 <飯田橋駅> 東口 徒歩約5分
- J R総武線 <水道橋駅> 西口 徒歩約5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。